(235) 本山灯標から二七五度一五分三、五三〇メートルの地点
(236) 本山灯標から二四七度一五分四、六六〇メートルの地点
(237) 本山灯標から一三一度四五分五、八九〇メートルの地点
(238) 稲積三角点（北緯三三度四三分五五秒東経一三一度四一分五九秒）から三九度四五分五、三七〇メートルの地点
(239) 岩島灯台（北緯三三度五九分一秒東経一三一度四五分九秒）から二一一度四五分二、七〇〇メートルの地点
(240) 岩島灯台から二一九度四五分一、八〇〇メートルの地点
(241) 粭島三角点（北緯三三度五八分四二秒東経一三一度四五分四九秒）から二一二度三〇分一、六六〇メートルの地点
(242) 粭島三角点から二〇八度三〇分二、一七〇メートルの地点
(243) 稲積三角点から五一度三〇分六、一六〇メートルの地点
(244) 八島灯台（北緯三三度四二分四九秒東経一三二度八分三秒）から一八二度三〇分一、五三〇メートルの地点
(245) 小水無瀬島灯台（北緯三三度四六分三九秒東経一三二度二三分三一秒）から九四度四五分一、五六〇メートルの地点
(246) 由利島灯台から一五〇度四五分一、一一〇メートルの地点
(247) 小市島灯台から一八〇度三〇分三、三一〇メートルの地点
(248) 小市島灯台から八度四五分一、二五〇メートルの地点
(249) 大山三角点（北緯三三度五六分九秒東経一三二度三三分三秒）から三二度三〇分一、二七〇メートルの地点
(250) 風切鼻灯台（北緯三三度五九分四〇秒東経一三二度三四分）から四五度一、四六〇メートルの地点
(251) 横島三角点から一八八度三、四九〇メートルの地点
(252) 柱島港来見沖防波堤北灯台（北緯三四度一分二六秒東経一三二度二五分一八秒）から九四度四五分二、六一〇メートルの地点
(253) 安芸白石灯標から一七七度三、七四〇メートルの地点
(254) 岩国港北防波堤灯台（北緯三四度一一分三八秒東経一三二度一四分五秒）から九九度三、三一〇メートルの地点
(255) 岩国港北防波堤灯台から八六度四五分二、八九〇メートルの地点
(256) 安芸白石灯標から一八六度三〇分二、九八〇メートルの地点
(257) 安芸白石灯標から二四二度一五分一、九五〇メートルの地点
(258) 安芸沮礁灯標から二八七度二、九四〇メートルの地点
(259) 中ノ瀬灯標から一六四度一七〇メートルの地点
(260) 中ノ瀬灯標から七九度三〇分九三〇メートルの地点
(261) 那沙美三角点（北緯三四度一六分四四秒東経一三二度二二分四〇秒）から三〇度四五分一、七二〇メートルの地点
(262) 由利島灯台から二一八度六、四九〇メートルの地点
(263) 佐田岬灯台から三〇九度三〇分八、一七〇メートルの地点
(264) 稲積三角点から三五度三、六五〇メートルの地点
(265) 八島灯台から一七八度一五分二、九八〇メートルの地点
(266) 小水無瀬島灯台から一二三度二、五五〇メートルの地点

附　則

（施行期日）

1　この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十五号）の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域（改正前の港湾法施行令別表第五第三号に規定する大阪湾に係る緊急確保航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三